

立川市サッカー協会

小学生の部 運営規定

2019年度版

2019年3月30日発行



目的と事業

1. 目的

立川市サッカー協会小学生の部(以下「小学生の部」)は立川市サッカー協会規約第2章第2条の目的に則り、サッカーを通じて青少年の健全なる身体的発達と社会性の育成、合わせて加盟団体相互の親睦、共栄とサッカー指導者及び運営者の育成を円滑に遂行する為に本規定を定める。

2. 事業と主管大会

(1) 事業

- [1] サッカー競技全般(技術、指導、審判法、用具、マナー、その他)の研究、開発及び研修会の開催
- [2] 少年サッカー教室(技術、マナー、トレーニングセンター、その他)の開催
- [3] 加盟団体、指導者、役員の親睦を図る為に必要な行事の開催
- [4] その他、本規定の目的達成の為に必要な行事、事業の開催

(2) 主催、主管大会について

本小学生の部では以下の大会の主催(主管)と運営を行う。

別紙「小学生の部 大会要項」で規定する。

(3) 本小学生の部の事業は本協会本部事業を優先するものとする。



組織と役員

1. 加盟団体

本規定は、立川市サッカー協会小学生の部に加盟している団体、個人をもって組織され、加盟団体は本規定の目的に賛同、また達成する為に以下の条件を備えていること。

(1) 加盟条件

- [1] 東京都立川市内に常時使用する練習場があること。
- [2] チームを構成する選手は本協会に登録されていること。
- [3] チームを構成する選手は、主として立川市内に在籍、もしくは居住があること。
- [4] 本協会の運営及び行事に協力できること。
- [5] 本小学生の部が定めた団体加盟登録費を納めること。

(2) 新規加盟

新規に加盟しようとする団体は上記(1)加盟条件、および以下の項目を満たしている場合に準加盟期間を得てなおかつ本小学生の部の代表者会議にて決定される。

- [1] 登録初年度に於いては前年度に本小学生の部に選手登録されていない選手を含んでいること。
- [2] 上記[1]以外の前年度に本小学生の部に選手登録されていた選手に於いては本小学生の部に登録されている単一団体に過半数を超えていないこと。
- [3] 日本サッカー協会公認 サッカー4級審判員以上の資格を有する者が2名以上いること。
- [4] 日本サッカー協会公認 サッカーD級コーチ以上の資格を有する指導者が1名以上いること。
- [5] 複数年に亘って活動が明確になっていること。
- [6] 本協会の加盟団体から推薦されていること。
- [7] 本小学生の部が定めた準加盟登録費を納めること。

(3) 継続申請

- [1] 本小学生の部への登録は単年度とする。
- [2] 継続の申請は毎年3月中旬に所定の書面を提出するか、または本協会ホームページにて継続申請処理を行う。

2. 役員と委員

(1) 構成

本小学生の部には次の役員と委員を置き運営する。役員と委員は本小学生の部の加盟団体から推薦された者と役員によって任命された者によって構成される。本小学生の部の加盟団体は2名(運営委員会に1名ならびに、技術指導もしくは審判委員会に1名)以上の推薦をする。

[1] 役員

役員については下記の構成とする。

部長 1名、副部長 1名、運営委員長 1名、事務局 数名、会計 1名

[2] 委員

本小学生の部には次の委員会を設置し、各委員会には委員長を置く。

- ・ 技術指導委員会
- ・ 審判委員会
- ・ 運営委員会

運営委員会内に事務局を設置し小学生の部全般の運営を補佐する。

[3] 派遣委員

東京都サッカー協会少年連盟第10ブロック派遣委員

(東京都サッカー協会少年連盟第10ブロック立川支部長、副支部長、審判部員、技術指導部員)

[4] 監査

若干名

(2) 任務

本小学生の部の役員は、次の任務を行う。

- [1] 部長は本小学生の部の代表として業務に携わり、運営と事業における決定権を持つものとする。
- [2] 副部長は本小学生の部の業務を処理し、部長を補佐する。また部長が不在の時は、その任務を代行する。
- [3] 運営委員長は本小学生の部の各業務を処理し、運営に当たる。
- [4] 会計は会計経理を行う。
- [5] 監査は、本小学生の部の業務の執行状況、及び財産の管理を行う。

(3) 任期

- [1] 役員の任期は、4月1日より翌々年の3月31日までの2年間とする。
- [2] 再任は妨げないが、出来る限り各加盟団体の持ち回りで行う。

(4) 役員任命

任期満了して退任する役員に指名権があり、部長が了承し、代表者会議で承認を得るものとする。ただし、部長に関しては本協会規約第5章第7条にて決定される。

3. 会計

(1) 本小学生の部は、登録費、参加費、広告費、補助金、寄付金、謝礼金等により賄う。

- [1] 団体加盟登録費は年間 5,000円とする。
- [2] 準加盟登録費は年間 10,000円とする。
- [3] 選手登録費は1選手 年間300円とする。

(2) 本小学生の部の会計に不足が生じ、必要と認められた場合は本小学生の部の役員会の決議を経て臨時会費を徴収することが出来る。



選手登録

本協会が主催、主管する試合、大会に参加希望する団体は期日までに本協会に参加する選手を登録しなければならない。

1. 選手（個人）登録

（1）要件

登録選手は以下の要件を満たしてなければならない。

- [1] 年間を通じて日常のトレーニングに参加できる範囲の地域内の選手であること。
- [2] 対象は小学生とする。
加齢年齢の場合には本小学生の部にて協議の上決定する。
- [3] 登録は単年度ごととする。
- [4] 本小学生の部が定めた選手登録費を納めること。
- [5] 本協会加盟団体内での選手の移籍は（4）の「選手移籍」規定に従うこと。

（2）選手登録費

- [1] 対象は小学3年生以上とする。
- [2] 指定された期日までに納めること。
- [3] 年度の最初の代表者会議までに登録された選手（以下「年度初登録選手」）の登録費は一括して指定した期日までに納めること。
- [4] 年度の途中で追加登録された選手（以下「追加登録選手」）の登録費は年度末までに納めること。

（3）選手登録、除籍

- [1] 選手の登録申請は所定の書面または本協会ホームページにて「選手登録」処理を行うこと。
- [2] 登録選手の除籍は所定の書面または本協会ホームページにて「選手抹消」処理を行うこと。
- [3] 本協会ホームページで「選手登録」し、次年度も継続登録する加盟団体は指定した期日までに登録選手の「年次更新」（登録選手の学年を1つ上げる）処理を行うこと。
※「選手抹消」処理した選手は登録費の関係上、次年度まで仮登録状態になる。

（4）選手移籍

移籍とは登録年度途中で現在本協会に加盟している団体（チーム）を脱退し、本協会に加盟している別の団体（チーム）に所属変更することをいう。

よって、4月の年度切り替えで別の団体（チーム）に所属変更する場合は移籍とみなさない。

〔1〕手続き

選手が移籍を希望する場合のみ、以下の手続きを行うこと。

- I. 該当選手の移籍元団体（チーム）は、本協会ホームページの選手登録より「移籍処理」を行うこと。
- II. 移籍元団体（チーム）は、移籍先団体（チーム）に該当選手の選手番号を連絡する。
- III. 移籍先団体（チーム）は、本協会ホームページの選手登録より「受入処理」を連絡された選手番号でおこなう。

※ 選手およびその父兄の希望を尊重すべきではあるが、少年期における移籍は関係する選手の精神面を考慮した場合には極力避けたほうが望ましい。やむを得ず移籍する場合には円滑、円満に行うよう努めること。

〔2〕大会への出場停止

該当選手が移籍元団体（チーム）で大会に参加（抽選会以降）していた場合には、移籍先で同じ大会に参加することは出来ない。



大会運営規定大綱

1. 参加資格

- (1) 本協会の加盟団体は選手(個人)登録していること。
- (2) 1チームで8人以上の登録選手がいること。
- (3) 各種大会に参加希望団体は、指定された期日までに所定の書面を提出するか、本協会ホームページの「大会参加申込」処理で参加チーム数を入力すること。
- (4) 代表者会議(抽選会)に出席すること。
- (5) 大会への参加は強制ではないが、参加する場合予備日を含めた最終日まで大会日程を優先すること。大会日程については「2.大会日程」を基に年度初めに大まかなものを提示する。
- (6) 選手は該当大会の同カテゴリーの複数チームに登録することは出来ない。
- (7) 登録選手はスポーツ障害保険相当に必ず加入していること。
- (8) 本協会に未加盟団体が大会に参加する場合には各大会の主旨を考慮し大会ごとに規定する。
- (9) 複数チーム参加する場合には、各々のチームにおいて登録選手の過半数は当該学年であること。
- (10) 上記以外の詳細については各大会要項に記載する。

2. 大会日程

以下の各項目については年度初めに本協会に加盟している各団体などからの申告により、それらに該当する日に本小学生の部 主催、主管の大会の日程を設定しない。

その日程については、代表者会議(大会抽選会)までに決定し、抽選会終了後の日程変更は原則行わない。

- (1) 東京都サッカー協会 少年連盟の主催、主管する大会(選抜大会を除く)
ただし、該当学年の2学年上もしくは下までの大会とする。
- (2) 学校行事開催日とその予備日(ただし、市内の学校行事のみとする)
学校行事とは各学校が主催し該当事者が出席義務を有する活動、行事とする。
学校行事に含まれるもの
運動会、展覧会、発表会、授業参観、および学芸会など。
学校行事に含まれないもの
団体(クラブ)行事、町民行事、親子会、お祭り、教員主催で出席義務のないもの。
- (3) 該当学年の本協会トレーニングセンター活動、本協会選抜活動の実施日
以下の項目については、本協会および本小学生の部の主催、主管大会の日程を考慮しない。
Ⅰ. 東京都サッカー協会少年連盟、および東京都サッカー協会少年連盟第1 Oブロック選抜活動とトレーニングセンター活動
(選抜活動およびトレーニングセンター活動はその日程が変動する可能性が高い)
Ⅱ. 本協会および本小学生の部が主催、主管する大会で該当学年の2学年上もしくは下の学年の大会
(例えば、5年生の部と3年生の部を同日に開催することがある。)

3. メンバー表

- (1) 大会においてメンバー表の提出が必要なときは、原則本協会ホームページから印刷したメンバー表を提出すること。
- (2) 本協会ホームページでメンバー表を作成出来るのは以下の通りとし、以後は原則変更できない。
1チーム参加 大会初日の午前0時
複数チーム参加 大会抽選会開催日の午前0時までとする。
- (3) やむを得ず、手書きのメンバー表を提出する場合は試合当日、本協会ホームページから登録選手一覧表を印刷し選手番号が記載されたメンバー表と併せて提出すること。
もし未登録の選手がエントリーされていた場合には処分の対象となることもある。



大会運営規定大綱

4. 競技規定

- (1) 試合に当たって、チームはユニフォームを正副、濃淡2着用することが望ましい。背番号は、その選手固有のものとすることが望ましい。
- (2) 大会においてメンバー表の提出が必要なときは、試合開始30分前までに本部に提出すること。原則、本協会ホームページから印刷したメンバー表を提出すること。
- (3) 試合開始時刻を過ぎても大会要項に定める人数が揃わないときには、不戦敗とする。
- (4) 不戦敗は試合記録を0対5とする。
- (5) 選手に事故が起きたときは、大会本部は応急の対処はするがその後はチームが責任を持って処置をすること。
- (6) 参加チームの選手はスポーツ障害保険相当に必ず加入していること。
- (7) 試合の際には最低2名の指導者または保護者がベンチ入りすること。内1名は父兄などの社会常識のある成人であればよい。
- (8) 上記以外の詳細については各大会要項に記載する。

5. 処分

- (1) 退場、退席処分になった選手及び監督、コーチは次の1試合に出場、ベンチ入りできない。次の1試合とは当該大会とする。
- (2) 本規定や大会要項などに違反したチーム、団体はその内容によっては処分される。処分は本協会ホームページでその内容を一定期間告知し、2回目以降は本協会もしくは本小学生の部役員会にて処分内容を決定する。
- (3) 審判や本部、及び会場などへの反スポーツ的行為をした選手、監督、コーチ、代表者及び父母など関係する参観者は、その内容によって処分される。処分は本協会もしくは本小学生の部役員会にて決定する。

6. ピッチサイズ

- (1) 8人制の大会（6，5，4，3年生の部）
縦68メートル、横50メートルを基本とするが、大会や使用するグラウンド事情により設定する。
その他フィールドのマーキング等については別紙「サッカーコート設営チェックシート」を参照のこと。
- (2) 6人制の大会（2，1年生の部）
別途規定する。

7. 審判

審判は選手への指導的立場から、必ず審判服をきちんと着用すること。詳細については「小学生の部 大会規定」で規定する。
※グリーンカードの活用に努めること。

8. その他

本協会及び本小学生の部は事故及び負傷の責任は負わない。



会場責任者マニュアル

1. 第1試合開始前

- (1) 開催日数日前に、会場の利用時間、各チームの駐車可能台数を確認しておく。
- (2) 試合当日、荒天により会場が利用できない場合は運営委員長と連絡をとる。
- (3) 試合当日、他の参加チームより先に会場入りし、準備（設営）をすすめる。他の会場設営要員とともに設営をし、30分前には完了する。
- (4) 30分前までに、本部を設置する。
本部には長机、椅子5脚程度を準備する。また、本小学生の部役員、運営委員、技術指導委員、審判委員等が着席できるように準備をする。
- (5) 30分前までに、対戦スケジュール表及びリーグ・トーナメント表を目立つ場所に掲示する。
- (6) 30分前に、来場しているチームの代表者を招集し、本部で当日の確認会議を進行する。
会議の内容は以下の通りとする。
 - I. 競技規則、大会方式の確認
 - II. トイレ場所の確認
 - III. 駐車場マナーの確認
 - IV. 喫煙ルールの確認
 - V. 進行協力の確認
 - VI. 審判割り当ての確認
 - VII. メンバーチェック要領の確認
 - VIII. 給水タイムの有無の確認
 - IX. その他必要事項
- (7) やむを得ず審判の割り当てができない場合（2クラブの複数チームが同会場で試合をおこない人手が足りない場合を想定）はそれを代行する。
- (8) 確認会議後は本部に常駐し、役員、運営委員と連携して運営、進行の指揮をとる。

2. 各試合開始前

- (1) メンバーチェックが必要なチームを10分前までに招集し、チェックを行う。
- (2) メンバーチェックが不要なチームを5分前に招集する。
- (3) 主審に審判カードを渡す。

3. 各試合開始後

- (1) ハーフタイム及び、試合終了直後に審判員に対し水分補給を補助する。
- (2) 第1試合開始前の確認会議に参加していないチームの代表者に対し、その会議の内容を伝達する。

4. 各試合終了後

- (1) 主審から審判カードを受け取る。試合において、警告、退場の反則、その他重要事項が生じた場合は主審に審判報告書の記載と提出をしてもらう。
- (2) 試合結果報告書の記載をする。
- (3) 掲示した対戦スケジュール表及びリーグ・トーナメント表に結果を速やかに記載する。

5. 最終試合終了後

- (1) リーグ戦において同成績のチームが生じた場合、コイントスを実施する。
- (2) 表彰式がある場合はその進行係もしくは援助をする。
(事前に表彰に必要なトロフィー、表彰状などの確認をすること。)
- (3) グラウンド整備及び、会場撤収の指示をする。
- (4) 速やかに「試合結果」及び「重要事項」を事務局へ報告する。当日内に行く。

6. 観戦について

観戦者(父兄)について以下の指導を行うこと。

- (1) 観戦、応援は原則チームベンチの反対側の決められた場所で行うこと。各会場のルールに従う。
- (2) 試合出場選手にコーチングなどは行わないこと。
- (3) 審判の判定に異議、抗議をとめないこと。

7. その他

- (1) 会場入り後の悪天候、災害事故等の緊急事態が発生した場合、運営委員長と中止等の協議をする。
- (2) 会場内で事故等が発生した場合は、警察、消防等への連絡等便宜を図る。
また、運営委員長への連絡も行う。
- (3) 選手の安全を確保すべく、会場ならびにベンチ周辺への関係者以外の立ち入りに注意する。
- (4) 学校の校庭開放時間を利用する場合は他の利用者に配慮する。
- (5) サッカー競技、大会運営に関係ない設備、用具を使用しないように指導する。
- (6) 本マニュアルは本小学生の部主管の全大会に適用する。



トレーニングセンター

少年期におけるサッカー選手の指導では、一人一人の選手に目を向け、その選手が将来においていかに大きく成長するかが重要である。サッカー選手の育成にとって少年期(8歳から12歳ごろ)に、サッカーの技術、戦術だけでなく人間性も含め、さまざまな事を身に着けておくことが、その後の成長に大きく影響を与える。

本小学生の部技術指導委員会では上記趣旨を基にトレーニングセンター(以下トレセンと呼ぶ)を設置し、発達段階を考慮した基本的な技術、戦術、人間性の向上を図る。また優秀な選手をより高い環境でプレーさせることで選手同士による刺激を効果的に引き出し、意識と経験の向上をもたらす事を目的とする。

1. 選手の選考

- (1) 選手は加盟団体からの推薦、もしくは技術指導委員長の推薦により決定する。
- (2) 選手は6年生と5年生とする。(一部4年生を含む)

2. 活動への参加について

- (1) 参加する選手は、加盟団体(チーム)の代表者、及び保護者の承諾を要する。
- (2) 活動中の事故等については応急処置を行うが、それ以後は保護者の責任において行うものとする。
- (3) 活動は、所属団体の活動よりも優先して行うことを原則とする。

3. 参加費

- (1) 活動内容によっては、参加費を徴収する場合もある。

4. 選抜チーム

- (1) 本協会登録選手の中からトレセン参加者を中心に、技術指導委員長及び技術指導委員が選手を選考し、選抜チームを編成する。
- (2) 選抜参加選手より、ユニフォーム使用料として年間1,000円程度を徴収する。

